会議録	
■ 会 議 名	倉敷市子ども・子育て支援審議会（令和７年度第３回）
■ 日　　時	令和８年１月２２日（木）１４：００～１４：２５
■ 場　　所	倉敷市市役所　１０階大会議室
■ 出 席 者	○出席委員（１５人） 安部委員、天野委員、伊吹委員、瓜生委員、大西美幸委員、田野委員、中桐委員、長櫓委員、蓮井委員、蓮岡委員、濵田委員、松井委員、道久委員、山田委員、横溝委員 ※欠席：大西大樹委員、岡本委員、原委員、藤野委員、薬師寺委員 ○事務局 保健福祉局：野田局長 子ども未来部：早川部長（子ども相談センター所長）、岡野次長（保育・幼稚園課長）、別府副参事（子育て支援課長） 子ども相談センター：舟戸所長代理 保育・幼稚園課：鎌田課長代理 保育・幼稚園支援室：内田室長 社会福祉部：八方次長（福祉援護課長）、山田副参事（障がい福祉課長） 市保健所：河本副参事（健康づくり課長） 健康づくり課：永禮主幹 学事課：佐野課長、野口学事主任 指導課：川島課長代理 子育て支援課：落合課長代理、山本主任、尾川副主任、石原主事、宇喜多
■ 傍 聴 者	傍聴者　２人
■ 次　　第	１　開会 ２　議事 （１）特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定について （２）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の認可について （３）第三期倉敷市子ども・子育て支援事業計画の代用計画について ３　閉会

1　開会

事　務　局：　お待たせいたしました。定刻がまいりましたので、ただいまから、倉敷市子ども・子育て支援審議会を開催いたします。

本日の審議会は、お手元にあります次第にしたがって、進めてまいります。

私は、事務局側で司会進行を務めます、子育て支援課の落合でございます。よろしくお願いいたします。それでは、ここからは着座で失礼いたします。

この審議会は、本任期最初の審議会において、「倉敷市審議会等の会議の公開に関する要綱」に基づき、「公開」「非公開」をお諮りしまして、公開することをご決定いただいております。

本日は、２名の方が傍聴されております。

それでは、開会にあたりまして、保健福祉局長の野田が一言ご挨拶申し上げます。

野 田 局 長：　令和７年度第３回倉敷市子ども・子育て支援審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中、本審議会にお集まりいただき、ありがとうございます。また、皆様方には、平素から、本市の児童福祉行政にご協力をいただいており、改めて心より感謝申し上げます。

今月６日に、島根県東部でマグニチュード６．４、最大震度５強の地震が発生しました。岡山県は地震が少ない地域と言われておりますが、倉敷市でも震度４の揺れが観測されました。発生から地震活動は少しずつ落ち着いてきているようです。その後も全国各地で地震が続いており、委員の皆様におかれましても、日頃より地震及び天災への備えを強化していただきますようお願いいたします。

また、前回の審議会でもご案内させていただきましたが、災害情報が放送される拡声塔に代わりまして、「くらしき緊急告知アプリ」が１０月から開始されております。ぜひご登録いただきますようお願いいたします。

さて、本日は、特定教育・保育施設の利用定員の設定、こども誰でも通園制度についての認可及び第三期倉敷市子ども・子育て支援事業計画の代用計画についての審議をお願いしております。限られた時間の中ではございますが、様々なお立場にいらっしゃる委員の皆様方から、これまでの実践や経験のもと、幅広くご意見を賜りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事　務　局：　本日は、委員２０名中、１５名の方にご出席いただいております。過半数に達しておりますので、倉敷市子ども・子育て支援審議会条例第５条第２項の規定により、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、「２　議事」に入りたいと思いますが、その前に配付資料について、確認させていただきます。事前に資料をお送りしておりましたが、議事が追加となりましたため、次第について、本日お手元にお配りしている新しい次第と差し替えをお願いいたします。新しい次第に沿って、資料の確認をさせていただきます。まず事前送付させていただいた、【資料１】委員名簿、【資料２】特定教育・保育施設の利用定員の設定について（保育所型認定こども園三和保育園）、【資料３】特定教育・保育施設一覧表、特定地域型保育事業一覧表、あわせて本日お手元にお配りしております、【資料４】乳児等通園支援事業認可施設

一覧、【資料５】第三期倉敷市子ども・子育て支援事業計画　代用計画、以上でございます。
乱調不備等はないでしょうか。

２　議事

（１）特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定について

事　務　局：　それでは、ここからの進行につきましては、会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

会　　長：　それでは、本日の議事に入ります。
まず、議事の１番目、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定について、事務局から説明をお願いします。

事　務　局：　それでは、議事の１番目、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定について、ご説明させていただきます。お手元に、【資料２】及び【資料３】をご用意ください。
この審議会の運営に関し必要な事項を定めた「倉敷市子ども・子育て支援審議会運営要綱」第２条第３項第１号の規定により、特定教育・保育施設の利用定員の設定、及び同項第２号の規定により、特定地域型保育事業の利用定員の設定にあたり、ご意見を伺うこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。
始めに、【資料２】をご覧ください。保育所型認定こども園の利用定員の設定につきまして、ご説明させていただきます。対象となる施設は、社会福祉法人三和会が設置する「保育所型認定こども園三和保育園」です。施設の所在地は、大島２８７番地３で、既存の保育所からの移行となります。利用定員合計は１号認定児９人が純増で、２号認定児・３号認定児の１３０人と合わせて１３９人となります。移行予定日は、令和８年４月１日です。
次に、【資料３】をご覧ください。今回、資料として用意させていただいたものは、倉敷市の全園の令和８年４月１日時点の利用定員一覧となります。昨年度から変更している箇所を赤字で示しております。
１ページ目の特定教育・保育施設の倉敷区域をご覧ください。変更がある園のうち、「保育所型認定こども園三和保育園」は、先ほど【資料２】でご説明したものです。その他につきましては、いずれも実際の入園状況を鑑みた定員設定に見直すものです。
続きまして、２ページ目、水島区域・児島区域をご覧ください。水島区域の「認定こども園あさひ幼稚園」は、これまで満３歳以上の児童を入園対象としていましたが、令和８年度から新たに０～２歳児の受入れを開始するため、３号認定児の定員を設定するとともに、実際の入園状況を鑑みて、１号認定児・２号認定児の定員を見直しています。その他につきましては、いずれも実際の入園状況を鑑みた定員設定に見直すものです。
続きまして、３ページ目、玉島区域をご覧ください。変更がある園は、いずれも実際の入園状況を鑑みた定員設定に見直すものです。
続きまして、特定地域型保育事業の倉敷区域でございますが、こちらも実際の入園状況を鑑みた定員設定に見直すものです。
続きまして、４ページ目をご覧ください。水島区域以降につきましては、変更はありません。例年と比べて、利用定員を見直す施設が多くなっておりますが、これは、令和７年度から国が利用定員区分の細分化を行ったこと、また、利用定員を超過して児童の受入れ

を行う際の取扱いを変更したことなどによるものであり、令和８年４月からの入所に影響を与えるものではありません。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

会　　長：　ただいま、事務局から説明がありましたが、これについて、ご意見、ご要望など、ご発言をお願いいたします。なお、ご発言に際しては、会議録を作成する関係上、お名前をおっしゃっていただいてからご発言ください。

ご意見がないようですので、次に、議事の２番目、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の認可について、事務局から説明をお願いいたします。

（２）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の認可について

事　務　局：　それでは、議事の２番目、乳児等通園支援事業の認可についてご説明いたします。お手元に、本日配布をいたしました【資料４】をご用意ください。

運営要綱第２条第１項第２号の規定により、乳児等通園支援事業の認可にあたり、ご意見を伺うこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、この「乳児等通園支援事業」についてですが、いわゆる「こども誰でも通園制度」と称されているものです。全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化するものとして、国が創設した新たな制度で、令和８年４月から全ての市町村で実施される予定です。具体的には、保育所等を利用していない０歳６か月から満３歳未満までの乳幼児を対象に、保護者の就労要件等を問わず、市町村が認可した施設において一時的に保育を行うものです。なお、利用時間や利用料など、制度の詳細につきましては、昨年１２月に開かれた国の検討会において、案が示されたところです。倉敷市におきましても、今後、国が最終決定する制度内容に従い、実施する予定としております。

それでは、【資料４】をご覧ください。令和８年４月からの制度開始にあたり、認可を行う予定としております１６施設について、表にまとめております。表の左から順番に、施設の名称、施設の類型、施設の所在地、施設を設置する法人名をお示ししております。次の「事業区分」の欄ですが、乳児等通園支援事業には、保育所や認定こども園などの空き定員の枠を活用して、在園児とともに通常の保育室で受入れを行う「余裕活用型」と、保育所等の定員とは別に定員を設定し、専用スペースを設けるなどして受入れを行う「一般型」の２種類があります。「余裕活用型」は、保育所や認定こども園などにおいて、通常保育を行うために定められた各々の施設基準によることとされており、「一般型」は、別途、施設に備えるべき設備や職員の配置等に関する基準が定められています。

このたび、認可を予定しております１６施設は、全て「余裕活用型」となりますが、いずれの施設も、通常保育についての認可を受け、運営が行われていることから、乳児等通園支援事業の認可基準を満たしております。続きまして、提供日、受入年齢、利用定員、事業開始予定年月日をお示ししております。今後は、新たに開始される乳児等通園支援事業と、既存の一時預かり事業の両制度により、対応してまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

会　　長：　ただいま、事務局から説明がありましたが、これについて、ご意見、ご要望など、ご発言をお願いいたします。

ご意見がないようですので、次に、議事の３番目、第三期倉敷市子ども・子育て支援事業計画の代用計画について、事務局から説明をお願いいたします。

（３）第三期倉敷市子ども・子育て支援事業計画の代用計画について

事　務　局：　それでは、議事の３番目、第三期倉敷市子ども・子育て支援事業計画の代用計画について、ご説明いたします。お手元に、本日配布をいたしました【資料５】をご用意ください。

運営要綱第２条第３項第３号の規定により、子ども・子育て支援事業計画の制定又は変更にあたり、ご意見を伺うこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

この代用計画は、先程の乳児等通園支援事業につきまして、各年度における、利用需要の「量の見込み」と、提供体制の「確保方策」を定めるものでございます。倉敷市では、令和７年度から１１年度までを計画期間とする「第二次くらしきこども未来プラン」において、幼児期の学校教育及び保育、地域子ども・子育て支援事業にかかる量の見込みと確保方策等に関する計画を策定しております。このたび、乳児等通園支援事業が創設されたことに伴い、当該事業にかかる計画を追加するため、現在の「第二次くらしきこども未来プラン」を変更する必要があります。しかしながら、「第二次くらしきこども未来プラン」の変更時期は、中間見直しが行われる令和９年度となるため、乳児等通園支援事業が開始される、令和８年度から中間見直しまでの間について、代用計画を策定するものです。

それでは、【資料５】をご覧ください。乳児等通園支援事業の「量の見込み」と「確保方策」について、各年度の受入時間数と定員数を示しております。なお、先程ご意見を伺いました施設の認可により、必要となる受入時間数及び定員数は、確保できる見込みとなっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

会　　長：　ただいま、事務局から説明がありましたが、これについて、ご意見、ご要望など、ご発言をお願いいたします。

副　会　長：　こども誰でも通園制度の規定として、片道の通園時間が３０分未満を通園可能圏内とし、受け入れをするというお話があるかと思いますが、現実問題、片道３０分ですと、往復で１時間もかかってしまい、子育てをしている方にとっては大きな負担だと思います。数字的に見れば受け入れ可能にはなっていると思いますが、実際に、３０分かけて通っている方や、兄弟が別々の施設に通っている方などもいらっしゃいます。そういった方々が、一旦施設に入ってみて、希望する近くの施設に空きが出た場合、途中で移動などはできるのでしょうか。

事　務　局：　１つ誤解がございまして、片道の通園時間が３０分未満というのは、待機児童の定義でございます。こども誰でも通園制度につきましては、時間等の制限はないとお考えいただいて問題ございません。利用したい施設に空きが出れば、途中でも利用していただけます。現状、市内約２０施設で一時預かり事業を実施しておりますが、利用したい施設を利用できるところは、一時預かり事業と同様に考えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

会　　長：　ありがとうございます。ほかにございませんか。

ご意見がないようですので、予定されている議事は以上となります。

そのほかご意見等ございましたらお願いいたします。

では、ないようですので、以上で議事を終えたいと思います。円滑な進行にご協力いた

だきまして、ありがとうございました。それでは、進行を事務局へお返しいたします。

3　閉会

事　務　局：　ありがとうございました。また、委員の皆様方には、ご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

本年度の審議会はこれで終了となります。次回、来年度第１回目は、７月に開催の予定としておりますが、開催日につきましては、来年度になってからご案内させていただきたいと思います。なお、時間は１４時から、場所はこの会場で開催する予定としております。

また、施設の認可等に関し、審議会を急きょ開催することもありますが、その際は、日程が決まりましたら、早めにご連絡いたしますので、よろしくお願いします。

以上で本日の予定をすべて終了いたしましたので、閉会にあたり、子ども未来部長の早川が一言お礼を申し上げます。

早川部長：　本日は、大変お忙しいところ、令和７年度第３回倉敷市子ども・子育て支援審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございました。

本日、ご審議いただきました特定教育・保育施設の利用定員、こども誰でも通園制度の認可及び代用計画については、必要な事務手続きを進め、引き続き保育の充実に努めてまいりたいと考えております。

本年度の予定されている審議会は今回が最後となります。今後も引き続き、こどもたちの健やかな成長のため、ご支援をいただきますようお願いしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

事　務　局：　それでは、令和７年度第３回倉敷市子ども・子育て支援審議会を閉会いたします。本日は、ありがとうございました。

お忘れ物がないよう、お気をつけてお帰りください。

会長　蓮井　和也